

クリプトスポリジウム等対策について(1/2)

○クリプトスポリジウム等対策指針の通知内容(抜粋)

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」が厚生労働省より通知され、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は「水道施設の技術的基準を定める省令」において、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にはろ過等の設備を設置すべきことが規定されました。(平成19年から)

また、水質検査計画を策定する際には、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法(昭和32年法律第177号)第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて当該計画に位置付けることが規定されました。(平成20年から)

○クリプトスポリジウム等とは？

耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアをクリプトスポリジウム等と呼び非常に強い耐塩素性を持っている哺乳動物の腸管に寄生する原虫です。感染すると1～2週間下痢が続き体外に排出されるとそれが感染源にもなります。塩素消毒が有効ではないため集団感染被害につながる恐れがあります。

○指標菌の検査とは？

クリプトスポリジウム等を簡便に判定する指標として有効とされている方法です。糞便汚染の目安である「大腸菌」とクリプトスポリジウムと同様に塩素に耐性を持つ「嫌気性芽胞菌」を検査することによりどちらか一方でも検出された場合は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあるものと判断します。

○検査のご案内

弊社でも検査を承っております。検査計画や頻度などご提案させていただきます。

御社の分析室としてお気軽にご相談ください。

ヒロエンジニアリング株式会社

〒110-0016 東京都台東区台東1-14-11 ヒロキビル

TEL 03-3832-8451 FAX 03-3833-6674

URL <http://hec-35.co.jp>

E-mail hec@lake.ocn.ne.jp

計量証明事業登録 東京都濃度第600号

建築物飲料水水質検査業登録 東京都58水第45号

建築物空気環境測定業登録 東京都63空第140号

ISO/IEC17025:2005 ASNITE 0118T (試験所の国際標準認定)

厚生労働省登録水質検査機関(厚生労働大臣登録第266号)

クリプトスポリジウム等対策について (2/2)

○施設における汚染レベルの判断

- ・レベル4(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い)
 地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設
- ・レベル3(クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある)
 地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設
- ・レベル2(当面、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)
 地表水等が混入していない被圧地下水以外の水を原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設
- ・レベル1(クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低い)
 地表水等が混入していない被圧地下水のみを原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがない施設

○汚染レベルで必要な検査計画

レベル4及びレベル3

水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。ただし、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査すること。

レベル2

3ヶ月に1回以上、原水の指標菌の検査を実施すること。

レベル1

年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認すること。また、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこと。

御社の分析室としてお気軽にご相談ください。

ヒロエンジニアリング株式会社

〒110-0016 東京都台東区台東1-14-11 ヒロキビル

TEL 03-3832-8451 FAX 03-3833-6674

URL <http://hec-35.co.jp>

E-mail hec@lake.ocn.ne.jp

計量証明事業登録 東京都濃度第600号

建築物飲料水水質検査業登録 東京都58水第45号

建築物空気環境測定業登録 東京都63空第140号

ISO/IEC17025:2005 ASNITE 0118T (試験所の国際標準認定)

厚生労働省登録水質検査機関(厚生労働大臣登録第266号)